

平成 2 8 年度第 3 回行財政改革審議会会議録

日 時

平成 2 8 年 1 2 月 1 9 日（月）午後 3 時～午後 5 時

場 所

流山市役所第 1 庁舎 3 階 庁議室

出席委員

洞下委員、熊坂委員、高橋委員、
梶間委員、石合委員、野村委員、
森委員、神田委員

傍聴者

1 名

欠席委員

浅川委員、近藤委員、平野委員、高櫻委員、井田委員

関係部署

財政調整課（安井財政部長、秋元財政調整課長、福吉財政調整
課長補佐）

事務局

山田総合政策部長、
渋谷行政改革推進課長、
深津行政改革推進課長補佐、梅田主任主事、竹中主事

議題

流山市健全財政維持条例（案）について

内容

別添議事録（概要）のとおり

添付資料

【資料 1】提出された意見シート（第 2 回）

【資料 2】意見シートへの回答

【資料 3】流山市健全財政維持条例（案）に関する審議事項に
ついて（財政調整課作成資料）

議事録（概要）

開会宣言

（野村会長）

それでは第3回流山市行財政改革審議会を開催する。

なお、予めご報告申し上げるが、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定している。

本日も、既に傍聴人の方々にお入りいただいているので、あらかじめご了解いただきたい。

また録音の申し出があったので、これを許可したい。

本日の委員の出席状況だが、欠席の方は、浅川委員、近藤委員、平野委員、高桜委員、井田委員の5名である。また、熊坂委員は遅れてくる予定である。

委員の半数以上の出席があるので、流山市行財政改革審議会条例の規定に則り会議は成立していることを報告する。

はじめに、本日の進行について事務局から説明をお願いしたい。

（事務局）

それでは、本日の進行について説明したい。

まず資料の確認だが、資料1として2名の委員から提出された「意見シート」と資料2としてその意見シートに対する当局の回答を開催通知とともにお送りしたが、よろしいか。

その他には本日お配りしたものが資料3である。

さらに前回お配りした財政白書も説明時に使用するがお持ちか確認いただきたい。

次に本日の進行についてだが、提出された意見シートに対する補足説明を行い、その後健全財政維持条例の策定について、財政調整課から説明し、その後質疑応答を行いたい。

（野村会長）

承知した。それでは、審議を進めていきたい。

資料に沿って財政調整課から説明をお願いしたい。

（秋元財政調整課長）

それでは本日お配りした資料３に沿って説明させていただく。前回、流山市の財政状況についてご説明したところ、様々な意見が出され、議論が大きくなってしまったので、整理したく、この資料３を作成した。

～以下、資料３に沿って説明～

以上で説明を終了する。

（野村会長）

それではご質問のある委員はお願いしたい。森委員。

（森委員）

議論の進め方について、ポイントを絞っていただいた３つの点をひとつひとつ順に審議した方がいいのであれば、まず条例の必要性からはじめてはどうか。

（野村会長）

その方がわかりやすい。それでは、森委員。

（森委員）

条例の必要性について、行政としてどういう観点をお持ちか。必要でないということはないと思うので、その重要性や深刻度、緊急性などに触れたいという意図があるのか。

（財政調整課）

前回から申し上げているように、今は健全な財政なのだが、将来健全でない状況となった時のために作ろうというものである。

（梶間委員）

言われている「将来」とは、どういうことを想定しているのか。将来という話で数字をあげているが、将来というアバウトなものに何パーセ

ントにするというのもおかしい話だと思う。もう少し具体的に説明してほしい。地方債を使わなくてはいけない事業がたくさん出てくると、これからそういうことが可能性として有り得るということか。

国が基準を示していて、それをさらに2分の1に減らすという話であるのなら、経常収支比率の中でどこかを圧迫して減らしていかななくてはならないのではないか。

（財政調整課）

放っておくと圧迫することになってしまうから、そうならないようにしようとするものである。

（梶間委員）

どこか削減して維持しようということなのか。

（財政調整課）

何かを将来に削減しようという条例ではない。

（梶間委員）

具体的に、財政白書には将来負担額で「イ」から「チ」とある。過去5年分くらいは具体的に出してほしい。

（野村会長）

梶間委員、ちょっと待ってほしい。森委員の先程の質問に対しての財政調整課としての回答をお願いしたい。

（財政調整課）

必要性はもちろんあるが、緊急性があるかというのと、今は緊急性はないと考える。

（梶間委員）

緊急性というが、そんなに差し迫っているのか。

（財政調整課）

今はそうは思っていない。

（野村会長）

要は予防措置のようなものだと考える。委員の皆さんそれぞれに考え方がある。

（梶間委員）

具体的に経常収支比率の問題が出てきている。これが100パーセントになってしまうと事業が出来なくなる。そうならないために、何パーセントと決めようというわけである。

数字だけ見てもわからないので、例えば経常収支比率の中で、人件費がどんどん上がっているとか、一番圧迫しているのはどこだとか、もう少し具体的に出してほしい。

実際は国の基準から見て問題はないという言い方をしているわけである。経常収支比率とかにしても、他市に比べても低く80何パーセントで90パーセントを超えていない状況である。そういう中で新たに市独自の基準を作ろうということになると、もう少し今の流山市の実態と今後の事業計画などから見通しとして、これだけやるとこれだけ借金をしないと出来ないかもしれないとか、そういうことが必要ではないか。

（財政調整課）

具体的に事業をしているものとしては、つくばエクスプレス関連の沿線整備をやっているわけで、その基盤整備は必要となってくるし、今後老朽化していく施設があるので、改修する際に、仮に地方債を充てていた場合には地方債の額が増えていく可能性は残っている。それが具体的にいくらかかるかわからないので、将来これだけ地方債が増えるという見込みを立てることは出来ない。

（梶間委員）

市債が少しずつ増えているということで、今回の議会でも陳情が出ていたと思う。不安が市民にもあるのかもしれない。チェックできる機関があるといいと思う。

(野村会長)

梶間委員の意見はわかった。

今、我々が審議の指標としているところをもう一度再確認したい。

今、必要性という話があったが、最初にA3の横書きの資料でご説明いただいた、条例の目的というところだが、理念等ということでは言われている。それと、その後にご説明があった財政調整課の考えの1番で、具体的な数値の見込みなどは、実施計画に入るものであるという考えを示されていた。ポイントは理念にどこまで深入りし、具体化するかということで、前回も多くの委員の方からご質問があったが、今回の審議会で我々が諮問されたものに対してどこまで納得して是非を出すか、その落としどころの問題かと思う。

梶間委員の意見は心配や、将来が見えないのではないかという意見であったが、今回の諮問は将来、財政上いい方向に行っていないといった場合にどういう対応をするか、その指標を作り上げたいということだと理解している。

(石合委員)

審議のポイントのひとつめということであれば、私は必要であると考ええる。理由としては、国の定める基準でそのままやったとすると手遅れであるということから、前段階でアラートを出しましょうという意味であれば必要である。当然、その基準をどうするかというのは別の話だが、アラートは必要と考える。

(洞下委員)

わからないことが1点あるのだが、そもそも、国の基準がこの数値になった経緯を教えてください。例えば財政調整課でお考えになったこの数値は、国が定めている数値に到達したら異常なことであり、そこにギャップがあるわけである。だから半分にしようとするのだと考える。

なぜこの基準に国がしたのかというところで、例えば、他の県や市がこの状態でも100パーセントを超えているところがほとんどであって、そういうことでこの数値になってきているのか、元々どうしてこうした基準になったのか教えてください。それが基準を半分にする理由の

根拠になるのではないか。

（安井部長）

過去に国でどういった議論があったかというのは、諸説あるが、実質公債費比率については、それ以前に起債制限比率というものがあり、だいぶ前から総務省の方で市債の発行については後年度負担になることから、財政力を考えて起債制限比率を決めていたので、その関係が踏襲されている。ただ、将来負担比率というのは財政健全化法が出来て初めて出来た指標であり、実はこの指標だけレッドカードがない。いわゆる、どれだけ借金出来るのかを指標化したものが将来負担比率なのである。

それは自治体の体力であったり、色々な見地であって、ここへ来たらレッドカードだと言いつらかったのだらうと思う。言葉は悪いが、具体的に将来負担比率が350パーセントというのはどういうことを表しているのかというと、今この段階で流山市がデフォルトに陥った場合に通常入ってくるお金で、標準財政規模というのは、標準的な状態で流山市が1年間に入ってくる経常的な一般財源の話であり、これは交付税制度の中で議論される数字であり、何があっても国が一般財源として保障する金額なのである。

それに対して、市が持っている貯金とか、そういうものを全部はたいたとして、今の負債がどれだけ大きいのかを表している。それが350パーセントということは、何も事業をやらなかったとしても、3.5年分返済にかかるということである。

ご心配頂く方もいると思うが、実は自治体の背負っている借金というのは、平均でいうと15年ほどで返していくお金になっているので、そういう意味では350パーセントが重いのか軽いのか、なかなか国もはっきりと言わないのである。

では、流山市はどう思っているのかというと、返せる水準ということであれば、将来負担比率の中で毎年返していけるだけの、要するに経常収支比率の中で返せるだけの借金の段階で一度ブレーカーを働かせてはどうだろうかというのが、今回お示しした指標になる。

先程色々ご議論があったけれども、法律がある中で新たな指標を疑問に思うのは、確かにそうだと思う。法律ではレッドカード、イエローカードになれば、それなりに財政健全化計画などを法律で作らなくてはな

らないとなっており、それは法律で否応なしなので、そうなる前に自主的に流山市とすれば、どこで財政運営方針を変更しようかということ、条例化することで、我々財政部の職員や首長が変わっても変わらない、流山市の基本的な考え方として決めていこうとすることだと御理解いただきたい。

（野村会長）

今、洞下委員のご質疑への回答としては結局、根拠はわからないということかと思う。国は開示していないようである。あくまでも国が作った基準であり、国がアクションを起こすための数値のようである。

（洞下委員）

根拠が分からないものをもとに作るよりも、ここの指標ではない所でもっと分かりやすく出せるものは無いのか。国の基準が曖昧なのに指標にはならない。それを半分にしたというのは理由にならない。

（森委員）

国の指標は曖昧であっても国の指標なので、市の指標を担保する力があるのではないか。それとリンクさせて、国の基準の半分にしてみても健全性を保つという、市としてのひとつの考え方、姿勢、スタンスになると思う。

（洞下委員）

法律で決まっている以上は、ということか。

（森委員）

そういうことである。どちらにしても国とは交付税で結びついているわけであるし、市として国の基準とリンクすることは意味があると思う。

（洞下委員）

法律で決まっている基準を半分にするというのは分かるが、半分というところを理由にしてはいけない。半分にした根拠を入れていかないとはいけない。

（森委員）

それは先程説明があったように、一般経常収支とのバランスから見ていくことになるのではないか。

（洞下委員）

経常収支比率90パーセントを保つことを前提として、その数値を算出していく方が理論だっていると思う。

（森委員）

そういう説明だと思う。経常収支比率90パーセントが東葛地区の平均値から大きくかい離していないので、それを保つために経常収支比率なり、公債費比率を定めるのが妥当というひとつの考え方かと思う。正しいかどうかは別として。

（野村会長）

半分というのが先に来ちゃっている。むしろ、こういう理由でこうだから半分だという方が分かりやすいのではないかと思う。50パーセントの根拠はなんだと、私も前回質問している。我々というか納税者が納得しにくいのではないかと思う。

引き続き、質問はあるか。

（神田委員）

私なりに資料を読んで本当に必要性があるか検討した。国でちゃんと基準があるのならば、それでいいのではないかと思っていたが、今の財政部の説明や各委員の議論を聞いていて、国の基準そのものが結構危うい数値であることを理解した。それであれば、私も他の市からの転入組だが、若い人達がたくさんの夢を持って転入した街が、いつまでも健全な財政で豊かに皆が暮らしていけるよう、ここで段々と歳を重ねて暮らしていけるような街づくりのために、数値がひとり歩きしている感じも受けたが、ここである程度シビアな基準で作っておくということも必要で、それがこの審議会に与えられた課題なのだと感じた。

（熊坂委員）

各委員の議論を伺って、国の基準が実はどういう経緯でどうなっているかという細かいところまでは公表されていないとのことであった。ただ、国で決めた基準は基準として、それを足がかりとして、この市にとってそれをどのくらいと考えるかは本当に大事なことだと思った。

ただ50パーセントという数字にこだわり過ぎないで、もっとこの市らしいパーセンテージを考えていくべきではないかと思う。経常収支比率の東葛6市の平均が91パーセントであり、流山市が86パーセントということだが、流山市と他の東葛地区の市の大きな違いというのは、現在発展途上であることが大きく違う。そのあたりも考慮して、平均だからこれでいいのだろうということではなく、これからどう変わっていくかが他の市と比べ、流山市はわからない街なのではないかと思う。なので、それも考慮した数字を出していかなくてはいけない。

（梶間委員）

数字を出すということについて、審議会としてそこまで求められているのか。これは条例だから、結局市議会でも議員が最終的に議決しないといけない。そこできちんとした議論をするために、審議会としての意見はこういうことである、というぐらいなら私も理解できるが、それ以上まで行ってしまうと市民の代表でもないのにどうかと思う。市民の声を本当に反映するものなのかどうかということである。そこら辺を押さえながら考えた方がいいのではないか。

（野村会長）

残念ながらまだ条例案が出てきていないのだが、構成や全体のイメージについてどの辺まで想定されているのか。目次に第13条、判断指標とあるが、条例案にあくまでも数値を入れるということによいか。

（財政調整課）

第13条については、具体的な数値を入れたいとは思っているが、あとはもう理念なので、例えば、資料の考え方という項目で、地方債や基金について書いているが、基本的にこのような内容を書き込んでいきたい。要するに地方債は将来負担にならないように気をつけなければなら

ない、この程度のことしか書くつもりはない。基金もいくら担保しなさいという数値目標ではなくて、将来に備えるだけの基金を準備することに意を払いなさいなど、そういう内容で考えている。全般に亘ってそういう書きぶりになるかと思う。

（野村会長）

今日の委員からの質疑等を受けて、財政調整課の方で、逆にいろいろな意見が出て、これではまとまらないということはあるか。なければ今までの議論をまとめて頂いて、次回までに条例案を作って頂きたい。

（財政調整課）

次回は条例案をお示ししたいと思っているが、その中で今回議論となった数値目標なども、具体的に書き込んだ方がいいのかとか、全部理念にして具体的な数値は別に定める、としてしまった方がいいのか、そこを含めて考えてみたい。

（野村会長）

次回に議論を深めていけるとよい。

（高橋委員）

作って頂いた資料はポイントをおさえており、前回の審議会の議論でまとまっていなかった部分をきちんとおさえて頂いて、すごくわかりやすく作成して頂いたと思う。

あくまでも基本理念という形で、それに目標や基準を入れていくかどうか議論になっている。国の基準の50パーセントというのが良いのか悪いのかはともかく、それを基準として上回らないようにしていきたいという規定について、財政当局の考えは理解できた。

（森委員）

そうすると、最初のポイントである必要性ということについては、いろいろなご意見があったが、特に何か大きな事業があるとか、緊急性があるとか、将来大きな危機や懸念する材料があるとかではなく、いわゆる一般的な理念を条例としてまとめていく。

そうは言っても、高齢化・少子化はしていくだろうし、いろいろな経費は上がる可能性はあるし、市長が変わったら放漫財政になることも無いとはいえないので、そういうことに対して予防措置を取っておく。このような感じで受け止めてよろしいか。具体的にどうこうではなく、理念にフォーカスするということによいか。

（財政調整課）

そういうことである。

（森委員）

そうすると問題は数値の妥当性や数値そのものを示すことがいいかどうかという議論になる。

（梶間委員）

数値目標を出すといったら、もう少しいろいろな資料を出して頂き、こちら側としても勉強したい。たった1時間ほどで急に提案されたところで、具体的な数値まで出そうという話はちょっと厳しい。こちら側に資料提供をして頂きたい。この審議会には条例に対する考え方とかそういうことが求められているのではないか。

（野村委員）

前回も同じような議論を交わしたが、本日ご用意して頂いた説明資料というのもひとつのアプローチの仕方であり、こういった場合にはこうなってしまうといったイメージを作って頂いた。

そういう説明資料の方が特に市民、納税者には分かりやすいのかもしれない。あとは、具体的に一番心配されている将来について、歳入歳出がどうなのかなど、そういった話はこの場でするものではないと考える。

当然、各委員の意見としては、企業誘致がどうなっているのかとか出てくるし、私も非常に知りたいところではあるが、今、その議論をしても、審議会の目指しているところに到達するのは難しいと考えている。

（森委員）

市当局としては、条例の中に数値を入れることと、国の基準の半分ぐ

らいを指標とすることにはこだわっているのか。そういう考えでやりたいということで理解してよいか。

（財政調整課）

スタートはそこから始まったのだが、前回、今回の審議会の議論を経て、そこをもう一度考えさせていただき、どちらがいいのか決めたい。今までは理念条例の中で数値目標を示すのがひとつの方向性だったが、理念なら全部理念という考え方もあるので、もう一回考えてみて、両者を比較することも必要かと思う。ただ、出だしはあくまでも基準を設けて、ひとつの警報を出すことが必要だと考えた。

（森委員）

そこはよく考えて頂くとよい。放漫財政を許さないという強い理念をお持ちなら、何らかの数値を入れるというのはありかもしれない。

（山田部長）

例えば経常収支比率というのは、昔は75パーセントが基準だといっていた。ところが国の税収の確保や市の税収の確保がなかなかうまくいかなくなり、東葛地区も今は平均で90パーセントぐらいまで急に上がってきた。90パーセントがいいのか、85パーセントがいいのかなど、国の政策によっても数値がかなり大きく変動する。

政策によって10年単位とか15年単位で大きく数値が変動していく可能性もあるので、その度に条例に数値を入れた場合、それを直すのかという議論になってしまう可能性もあるので、この辺はある程度慎重に今までの経緯を確認し、財政当局の方でも数字に妥当性があるか、数字を入れていいかどうかこれから検討させて頂きたい。

（安井部長）

条例なので、理念条例といっても実行性のあるものでないといけない。

条例への書き入れ方としては、具体的な数値を書くのではなく、国基準の50パーセントということになるかと思っている。国の基準も今後の経済情勢等で変わっていく可能性がある。条例なので一度決めてしまうと、次回変えることは大変になるので、国が決められている基準の半分に

達した時には後戻りするをしたい。それであれば、半分の余裕があるので十分戻ることができる。流山市として国基準の半分に達したら方針変換しましょうと。どんなに苦しくてもそこでもう一度立ち止まって、必要性について考えて、どうしていくのかを計画して議論していくというイメージで考えている。

（森委員）

そうすると半分ということに意味を求めるのか、それともここで示されたように、半分で試算してみたら近隣の経常収支比率とそうかい離のない、将来のある妥当な数値に偶然符合したということなのか。

（財政調整課）

あまり時間もなく、細かく説明はしていなかったが、実は経常収支比率というのは、ひとはフローで非常に重要な指標だが、資料の2ページをご覧くださいと、歳出側に公債費というのがあり、借金の返済とかの固定経費なのだけれども、実は財源として都市計画税が入っていない。

都市計画税は、都市計画区域内の都市計画施設を作るために市民に負担頂いている税金なので、この一部は当然、都市計画施設を作った時の借金返済に充てていると考えて頂きたい。

ところが、経常収支比率の中には都市計画税を賦課しているのは都市部だけで、地方では賦課していないので、経常収支比率の計算上、都市計画税は含まないこととなっている。

近年、経常収支比率が上がってきて90パーセントとなっても、都市部で大丈夫だというのは、実は都市計画税があることが非常に大きい。都市基盤を整備するために負担頂いているものを充てていくことが出来るので、そこも含めて100パーセントを超えてしまうと危ないという中で、財政調整課で試算したところ、概ね半分で引き返せば、近隣市から見ても問題のない水準であり、引き返せる範囲であるから、条例として作るならそういう書き方がいいのではないかと考えた。ただ、これについて、まだ法制担当と協議をやっていないし、上ともまだ話していないので、本日頂いたようなご意見があったということで、もう一度そこはどうしていけばいいのか検討していきたい。

（森委員）

実質公債費比率や将来負担比率を経常収支比率と単純に結びつけることは違和感があり、経常収支比率がもっぱら公債費によって圧迫されるという要因だけを見ているが、実際には経常収支比率そのものは様々な要因に影響を受けるのにという気がする。

（安井部長）

もともと財政健全化法の指標はどちらかというと、借金の重さと貯金はどうなのかに主眼をおいている。借金は一回抱えてしまうとなかなか減らすことが出来ない固定費なので、そのフローの重さとストックの重さで財政健全化法の指標は成り立っている。

もともと財政健全化法は金融市場に対して、地方公共団体の地方債の発行に対する信認を得ようという考え方で成り立っているので、主眼はあくまで借金に対してである。それ以外の扶助費については、いろいろ議論はあるが、国税制度や標準的なサービスをすることについて、ある一定の財源保障の制度がしっかりしているので、財政健全化法の観点でいうのであれば、借金をし過ぎていないかなど、そういうところが重要になってくる。

財政健全化法の指標で一番抜けているのは分母である。財政健全化法の指標は今の決算の数値である。標準財政規模が減っていく団体と増えていく団体とあるが、人口が増えている中では、ある程度事業をやっていないといけないので、そういうことを総合的に勘案した中でどうするか考えていけないといけない。財政当局としては、万が一の時、国の基準の半分の数値で返ってくれば問題はない、財政として破綻することはないとみている。

（野村委員）

我々が審議することは必要性についてどうのということではなくて、こういう条例を作るので審議してくれということである。本日出された意見でも、各委員から必要性はあるとのことであった。

今、安井財政部長が言ったように、文言で50パーセントと出すとすると、具体的な説明資料は当然付くだろう。なるべく分かりやすい資料を作って頂きたいと思う。

（森委員）

ポイントの３番目、「他に採用した方が良い基準とする数値があるか」ということだが、財政健全性も大切だが、それ以上に行政サービスの充実が大事という市民目線に立って、各市が市民満足度で評価されるように、財政支出を伴う事業は市民の行政サービスに対する満足度を常に考慮してアセスメントを実際にやるとか、そういう考え方はいかがか。

（野村会長）

市民としてはそちらが気になるとは思う。審議会の目指すところとはちょっと離れるとは思いますが、せっかく意見が出たのでお答え頂きたい。

（財政調整課）

自治基本条例の中の財政運営のところに、「市長は財政の状況を総合的に把握し、分析を用い、もって明確な方針のもとに市民サービスの質を維持向上する」という文言をはっきり謳っているので、理念として市民満足度ということは意識している。

（森委員）

理念はそうとしても、財政の指標がいろいろな自治体と数値を比較しているのと同じように、今話題になっていること、例えば待機児童数とか保育園や学校の建設など、市の財政的な裏付けをもって成される事業に対する市民の満足度を評価することは考えられないか。

（山田部長）

いわゆる流山独自の、住民の意向を酌んだ健全財政維持の指標をどこかに入れられないかという意味合いかと思う。健全財政維持といっているが最終的に求めているものは、市民サービスの向上のために安定的な財政運営が必要だということであり、そういった文言がどこかに出てくると思うが、その指数をどこかに入るのかというと、行政サービスは福祉から道路などのハード面までいろいろとあるので、入れられるかどうかは難しい。

（森委員）

数値を入れる必要はないし、どういうことをやるか具体的に書く必要もないが、アセスメントや財政健全性と行政サービスに関して、常にバランスを取る努力を条例に掲げておくことも必要だと思う。

（山田部長）

それは、理念条例であれば当然、健全財政じゃないと行政サービスというのは十分に行き届かないということになるので、そういった考え方を盛り込むことは問題ないのではないかな。

（安井部長）

おっしゃっている趣旨は理解した。自治基本条例の条文との関連性もあるので、良く法制担当と詰めて対応していきたい。

（野村会長）

ちなみに、私も流山市相当の自治体をネットで見ると条例がどういう内容か確認したが、ほとんどが理念だけである。数値を掲げている自治体を私は見つけられなかったが、数値を掲げている市はあるのか。

（財政調整課）

例えば滑川市では、財政調整積立基金の額について、標準財政規模の何分の1であるとか具体的な数値も入っている。

（野村会長）

どこか視察に行かれた市があったと思うが。

（財政調整課）

その滑川市に視察に行ったのだが、滑川市の場合、実質公債費比率は100分の15を超えない、将来負担比率は90パーセントとしており、かなり低めである。流山市の2分の1よりも若干低いと感じている。

(野村会長)

他市がどうというよりは、流山市独自の捉え方でいいとは思いますが、そういうのも参考にしながらまとめて頂きたいと思う。

他にないようなら、ここで質疑は終了としたい。

次に次回の審議会の予定等について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

まず、次回の審議会についてだが、当初1月に第4回審議会を開催する予定だったが、1月は予算編成や議会対応等で都合がつかず、開催候補日の調整がつかなかった。

調整がつき次第、ご連絡したい。概ね2月初旬を予定している。

また、本日も意見シートをお配りしている。

こちらは本日の審議会終了後、電子メールでもお送りする。

事務局からは以上である。

(野村会長)

日程について、本日明示されなかったが、候補の週が決まり次第、事務局からメールが来るようなので、そういうことでご了解いただきたい。

また、本日言いそびれた意見等があったら、意見シートの提出をお願いしたい。

他になれば、以上で第3回行財政改革審議会を終了する。

意見シート（第2回）

委員名： 野村 正

《流山市の財政状況について》

今後、条例案の落とし所を考慮し準備を進める上での参考意見です。

1. 国の基準より厳しい基準（独自の財政判断基準）の設定、とされているが当該条例に基準を盛り込む場合のその基準の設定根拠が明示できるかを確認
2. 本条例に関わる参考資料として用意すべきもの
 - ①最新将来人口推計、市施設の新規・建替、更新（FM）計画等に基づく歳入・歳出推計
 - ②交付金の想定は難しいと言えるが前提条件を設定し上記に盛り込む
3. 議会提案（議員提案条例）を考慮する必要がある場合の対応策

意見シート（第2回）

委員名： 熊坂 牧子

《流山市の財政状況について》

前回の会議では、現状を詳しく説明していただきありがとうございました。経験者の皆様には既知の内容とは存じますが、初めての私にとってはありがたい時間でした。状況をご説明頂いた内容とご説明頂かなかった内容を含めて精査し、意見を述べる必要があると考えています。とは言え、十分に時間も作れず不勉強ゆえにポイント違いや不適切は表現がありましたら、ご容赦ください。（普段はワードの使用が多く、エクセルの使い方も不慣れですの

で）
まず、現在の流山市の財政状況が歳入歳出共に今後20年30年と同じように続くのか？それは、まず無いと考えます。母が婆になる時期はすぐに来ます。その時に備えたインフラ、教育、福祉などなど・・・現在の素晴らしい流山市の繁栄が一過性だとすれば、本当の意味での「母になるなら・・・」とは言えないでしょう。今、乳母車に乗っている子供たちがお婆さんになったときに、「いい町に住んでる」と言ってほしいですね。

①前回に発表した内容ですが・・・歳入を増やす方法として、ぜひ法人税が増える企業誘致の施策を伺いたいと思います。現在工事中の流山野田道路（元有料）に隣接した場所は、こそ施策の一環なのではないでしょうか？数社のお名前は耳にしましたが、工業団地ととらえて良いのでしょうか？

②市職員の削減を長く続けられて、効果が上がっているとうかがいました。代わって専門職の指定管理者などが行政活動の一部を担うのは適切な方法と考えますし、パートタイマーとしての人材確保も働く場を提供する上でも良い方法だと思います

- ・歳出項目には、どのように反映されているのでしょうか？
- ・パートタイマーなどの福利厚生などはどのように扱っているのでしょうか？
- ・たしか、指定管理者制度が出来て10年位だったと思いますが、費用対効果はどのくらいの水準なのかも精査して、より有効な活用が大事だと思います。

本審議委員会に対しての的は外れていると思いますが、私自身の審議基準の第1歩としてさらに勉強を進める所存です。

意見シートへの回答

【野村委員】

1. 国の基準より厳しい基準（独自の財政判断基準）の設定、とされているが当該条例に基準を盛り込む場合のその基準の設定根拠が明示できるかを確認

★財政調整課

- ・実質公債費比率 国基準 25%
- ・地方債協議・許可制度において、一般単独事業の許可が制限される基準とされていた25%が国の早期健全化基準となっている。
- ・その国基準の50%以下（12.5%）を流山市独自の基準とします。
- ・将来負担比率 国基準 350%
- ・実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し350%が国の早期健全化基準となっています。
- ・その国基準の50%以下（175%）を流山市独自の基準とします。
- ・国が根拠を持って設定した基準の1/2を流山市の基準とすることとしました。平成27年度ベースで、地方債残高及び基金残高などが、これくらいになると基準を上回るという単純なシミュレーションをお示ししたいと考えています。

2. 本条例に関わる参考資料として用意すべきもの

① 最新将来人口推計、市施設の新規・建替、更新（FM）計画等に基づく歳入・歳出推計

★財産活用課

- ・将来人口推計については、下期実施計画で推計しています。（配布済み）
- ・将来の公共施設・インフラ等に要するコストは、流山市公共施設等総合管理計画において、今後40年間で2,945億円（年間：73億6千万円）と試算しています。
- ・歳入については、推計を行っていません。

② 交付金の想定は難しいと言えるが前提条件を設定し上記に盛り込む

★財産活用課

- ・交付金について想定することは困難と思料します。

3. 議会提案（議員提案条例）を考慮する必要がある場合の対応策

★行政改革推進課

- ・「健全財政維持条例」に関しては、議員発議はありません。

【参考】 これまでに議員発議により制定された条例

- ①流山市子育てにやさしいまちづくり条例（H 1 9 年制定）
- ②流山市議会基本条例（H 2 1 年制定）
- ③流山市空き家等の適正管理に関する条例（H 2 3 年制定）

【熊坂委員】

1. 前回に発表した内容ですが・・・歳入を増やす方法として、ぜひ法人税が増える企業誘致の施策を伺いたと思います。現在工事中の流山野田道路（元有料）に隣接した場所は、施策の一環なののでしょうか？数社のお名前は耳にしましたが、工業団地ととらえて良いのでしょうか？

★誘致推進課

- ・現在、流山インターチェンジの北側及び流山工業団地南側付近の地域で、民間事業により、物流施設の建設が進められています。
- ・この地域は、平成 1 7 年に策定した「都市計画マスタープラン」において、産業系土地利用ゾーンとして産業・流通業務施設の誘致に位置付けられています。
- ・流山市では「産業の振興」、「雇用の創出」、「税収の確保」という視点に立ち、この開発を誘導しました。

2. 市職員の削減を長く続けられて、効果が上がっているとうかがいました。代わって専門職の指定管理者などが行政活動の一部を担うのは適切な方法と考えますし、パートタイマーとしての人材確保も働く場を提供する上でも良い方法だと思います

①歳出項目には、どのように反映されているのでしょうか？

★財政調整課

- ・指定管理者の経費は、「指定管理業務委託料」、パートタイマーについては、「賃金」という歳出の項目として予算化され支出されています。

【参考】

平成 2 7 年度決算額	指定管理業務委託料計	773, 887, 738 円
平成 2 7 年度決算額	賃金計	880, 926, 836 円

②パートタイマーなどの福利厚生などはどのように扱っているのでしょうか？

★人材育成課

- ・臨時、非常勤職員の福利厚生などの処遇については、国及び他の地方公共団

体の職員との間の権衡を踏まえ、職員組合と協議の上、改善に取り組んでいます。

③たしか、指定管理者制度が出来て１０年位だったと思いますが、費用対効果はどのくらいの水準なのかも精査して、より有効な活用が大事だと思います。

★企画政策課

- ・指定管理者制度を導入する費用対効果の水準について、具体的な数値は定めていません。
- ・指定管理者制度導入に係る指針において、原則すべての公の施設に対し、指定管理者制度を導入することとしています。
- ・平成２８年度までに指定管理者制度を導入したすべての施設で、市直営の時に比べ、維持管理に関する費用の経費が削減できています。

流山市健全財政維持条例(事務局案)に関する審議事項について

■前提条件

制定の背景

本市の場合、総務省が財政健全化の状況を示す指標として示しているどの指標を見ても、現在、健全な状態を維持しており、その他の主要な財政指標においても健全性は十分に保たれている。

こうした現在の健全な状況を、社会経済情勢の変化や首長が交代した場合などかあっても、本市が、将来にわたって健全な財政運営を行っていくための、基準や仕組みを構築することが必要であると考え、本条例を制定することとした。

条例の目的

この条例は、流山市自治基本条例に則り、財政運営の基本理念等を定めることにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって将来にわたる健全な財政運営に資することを目的とする。

■審議のポイント(財政調整課の考え)

- 1 財政健全維持条例の必要性について
- 2 基準とする数値(財政調整課案)の妥当性について
- 3 他に採用した方が良い基準とする数値があるか

■第2回審議会で出された意見

- 1 税収や人口増加の見通しが必要
- 税収の落ち込み等、将来のリスクを見通して、基金の規模を見込む必要がある。
- 人口によって、施策の内容が変わってくる。
- 2 法人税収の強化(市内企業の強化)を、条例案に盛り込む。
- 浦安市は法人税収によって健全性を維持している。
- 3 行政サービスの充実と財政健全性維持のバランスについて。
- 4 地方債発行の見通しについて示されたい。

■財政調整課の考え

- 1 政策の展開には、歳入の見込み、行政需要の見込みを捉えることが重要になります。
- 歳入に合わせて、計画を策定していくことになり、将来の行政需要に対しては、計画的な基金の積み立てが必要になってきます。
- ⇒実施計画を策定する際に、財政見通しを示していくものと考えています。
- 2 法人税収の強化(市内企業の強化)については、常に行政の目指すところです。
- ⇒健全財政維持条例に盛り込むよりは、次期基本計画の長期財政見通しの目標として盛り込んでいくのが妥当であると考えています。
- 3 流山市の最上位の「流山市自治基本条例」の目的が「市民福祉の向上」であることから、条例(案)でもこのことは、踏襲されます。
- ⇒条例(案)の「基本理念」及び「市長の責務」の中で、網羅されると考えています。
- 4 市債の発行については、都市基盤整備が行われている間はやむを得ないものと考えています。
- 事業規模が大きくなれば、発行額も大きくなってきます。
- ⇒発行額の見通しは、次期の実施計画を策定するまで、お示しすることができません。

財政見通しや人口推計は、それに応じた政策を展開することになるので、実施計画を策定する際に必要になると考えます。

財政の見通しが示されない状況で、将来の健全性の維持をどのように判断すればよいのか？

条例(案)は、財政の健全性が維持されない恐れがあると予測された場合、それを回避し、健全性を維持するためのものです。

現時点で、将来の財政状況が悪くなる時点を予測して、今からそれを回避するための財政運営を行わせるものではありません。

一般的に、毎年の決算で数値が悪化していけば、財政を引き締めて、これ以上数値が悪化しないようにしたいと考えます。

考えているだけでは好転しませんので、条例(案)は、一定の数値を示して、悪化しないようにするものです。

基準にしようとしている数値は、国の財政健全化法で示している数値を使用します。

これは、全国のどのような財政規模の自治体でも、統一的に用いて、比較が行える数値です。

流山市健全財政維持条例 条項(事務局案)

第1章 総則(第1条―第3条)

第1条 目的

第2条 基本理念

第3条 市長の責務

第2章 財政運営の基本原則(第4条―第12条)

第4条 財政状況の把握及び分析

第5条 財政計画

第6条 財政情報の公表

第7条 地方債の発行

第8条 基金の積み立て

第9条 資産の活用

第10条 予算の編成

第11条 効果的な予算執行

第12条 緊急性・重要性への対応

第3章 財政運営の健全化(第13条―第14条)

第13条 判断指標

第14条 健全財政維持の取り組み

第4章 雑則(第15条)

第15条 委任

附 則

第7条

【考え方】

地方債は、世代間の負担の公平性の確保に資する反面、事業計画に参画していない将来世代に債務を引き継ぐことや、長期間にわたる地方債償還需要が財政硬直化の要因となることから、起債にあたっては、将来において市民が負担することの妥当性の検討とともに、償還金が将来の財政運営に与える影響を総合的に検討するような内容を規定していきたい。

第8条

【考え方】

財政調整積立基金については、経済情勢の変動や緊急的な行政需要に対応するため、必要な額を財政調整積立基金に留保するよう努めることを規定していきたい。

施設等の目的基金は、公共施設の修繕等のために資金の留保が必要な場合は、計画的に基金に積み立てるように努めることや、その他の目的基金についても計画的な積み立てに努め、安定的な財政運営を行うことを規定していきたい。

第13条

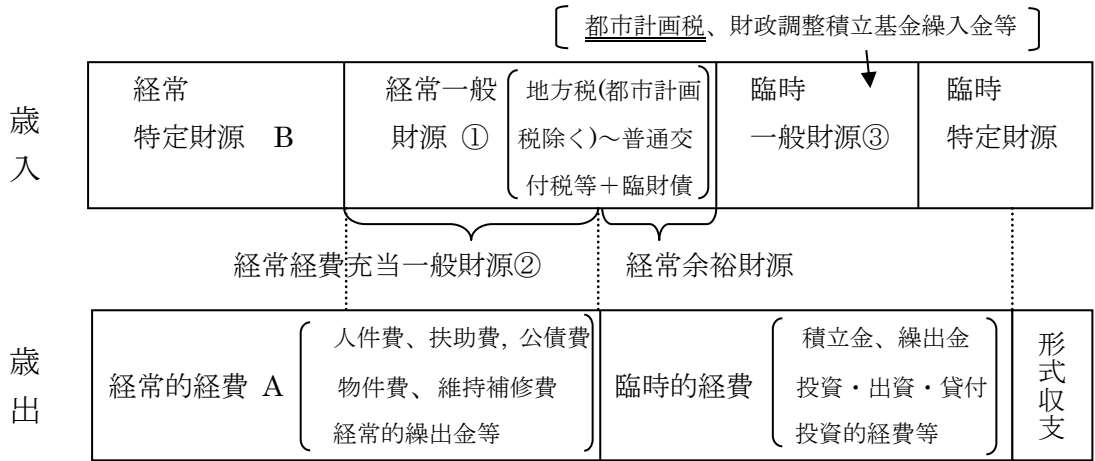
【考え方】

健全な財政運営に向けた様々な取組の効果を確認するため、財政健全化法において、定められている「実質公債費比率」及び「将来負担比率」を財政判断指標として設定し、その数値から財政運営の状況を判断することとしたい。

平成28年1月現在、財政健全化法では、実質公債費比率が25%以上、将来負担比率が350%と早期健全化基準が定められている。

そこで、流山市独自の基準を、その50%として、実質公債費比率を12.5%、将来負担比率が175%として、基準を定め、これを上回らないようにすることを規定していきたい。

経常収支比率の算出式

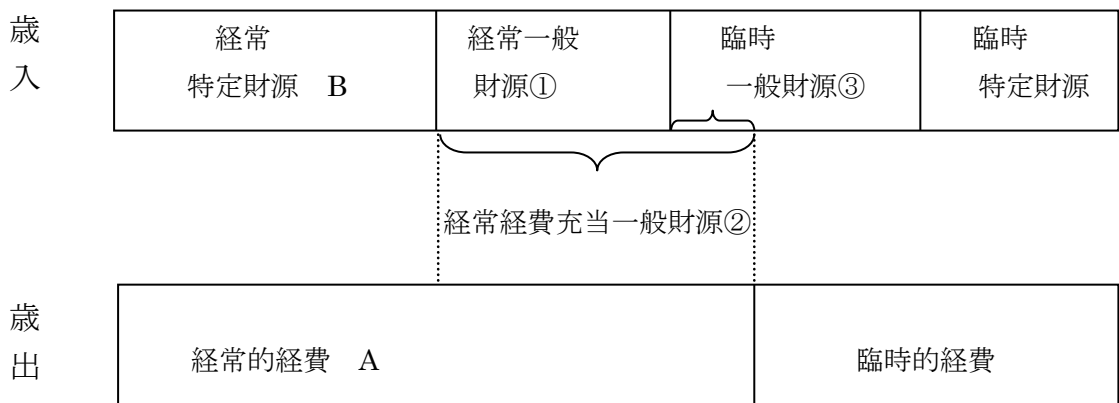


決算ベースでは赤字決算でない限り 歳入＞歳出 歳入－歳出＝形式収支

$$\text{計算式} \quad \frac{\text{経常経費充当一般財源②}}{\text{経常一般財源①}} = \frac{(\text{経常的経費 A} - \text{経常特定財源 B})}{(\text{経常一般財源等} + \text{臨時財政対策債発行額})} \times 100 (\%)$$

指数を下げるためには、分子の経常経費充当一般財源②を下げるか、分母の（経常一般財源等＋臨時財政対策債発行額）を上げるか

経常収支比率が100%を超えているイメージ



かつては 75%台が都市部平均だったが、年々悪化してきた。特に三位一体改革によるⅠ国の補助負担金削減及びⅡ地方交付税抑制による影響が大きい
Ⅰが分子②を引き上げ、Ⅱが分母①を引き下げる結果比率が高く（悪化）なる。

実質公債費比率について

財政健全化法で定める早期健全化の基準に達するまで地方債を借り入れた場合、市の財政状況はどうなるのか、財政の硬直性を示す指標である「経常収支比率」を用いて試算を行いました。

4で示したように、毎年の公債費（地方債の償還費用）が、国の早期健全化基準の25%相当を意味する約93億円（平成27年度の約2.4倍）になった場合、経常収支比率は、86.0%から104.5%へ、18.5ポイント上昇します。

経常収支比率が100%を超える状態というのは、経常経費を経常収入ではまかなえず、特別地方交付税や超過課税、あるいは経常収入にカウントされない都市計画税など目的税を経常支出に回すと言う、綱渡り状態となっていることを示しています。

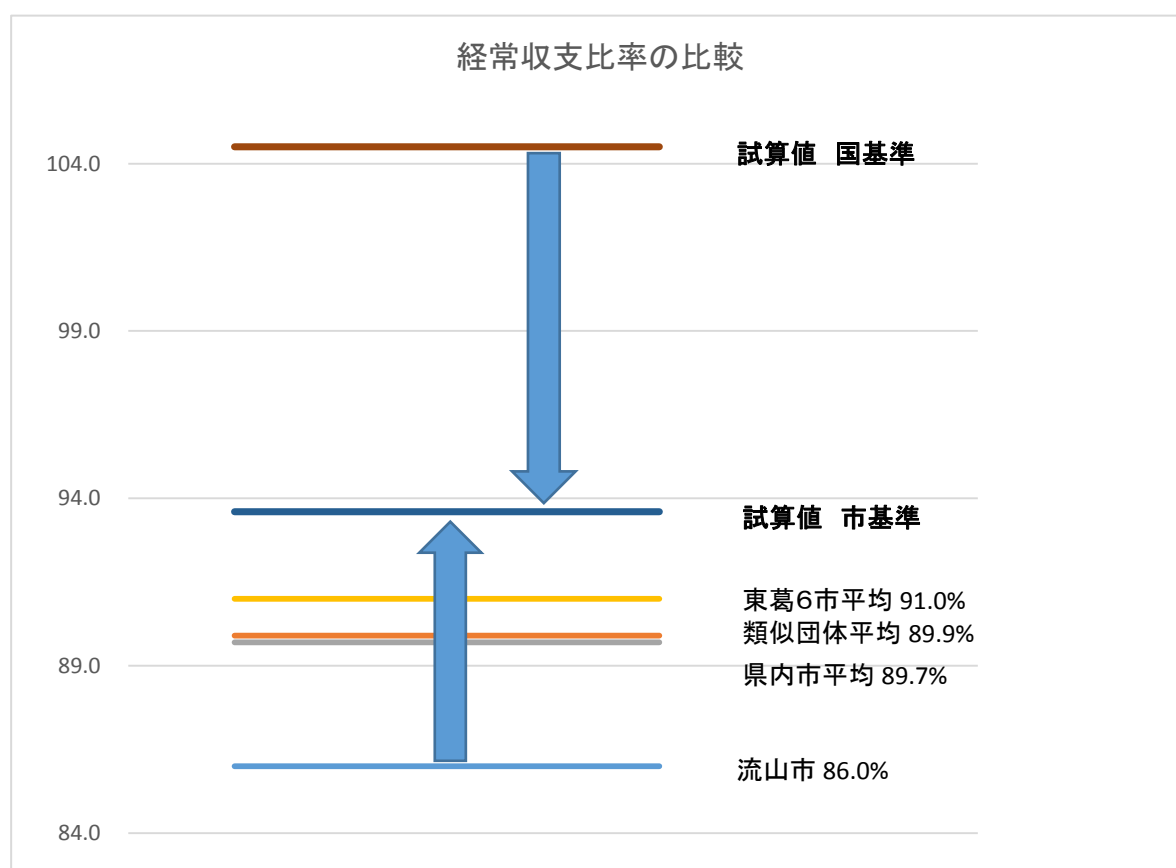
健全財政維持条例の目的が、財政の健全性を維持することにありますから、こうした状態になる前の健全性が維持された状態で、健全財政維持計画を策定することにします。

次に、健全財政維持条例で定める流山市独自の基準に達するまで地方債を借り入れた場合、市の財政状況はどうなるのか、経常収支比率を用いて試算を行いました。

毎年の公債費が、市基準の12.5%相当を意味する約60億円（平成27年度の約1.6倍）になった場合、経常収支比率は、86.0%から93.6%へ、7.6ポイント上昇します。

経常収支比率については、平成27年度決算で、千葉県内の37市の平均が89.7%、類似団体51市の平均が89.9%、近隣の東葛6市の平均が91.0%となっていて、93.6%という数値は、これらに比べ若干高くなっています。

今回の条例（案）が、財政の健全性を維持するためのものであることから、国が定める基準の2分の1に達した段階で、健全財政維持計画を策定し、財政状態が悪化しないようにいたします。



将来負担比率について

将来負担比率についても、同様に、財政健全化法で定める早期健全化の基準に達するまで地方債を借り入れたという前提で試算を行いました。

4で示したように、国の早期健全化基準の350%相当を意味する、地方債の残高が、約1,259億円(平成27年度の約2.7倍)になった場合、経常収支比率は、86.0%から108.8%へ、22.8ポイント上昇します。

この場合の、毎年の償還額は、約106億円となり、実質公債費比率で試算した場合の、約93億円をさらに上回ることになり、財政状況は相当悪化していると考えられます。

また、流山市独自の基準の175%に達するまで地方債を借り入れた場合の試算では、地方債の残高が、約80億円(平成27年度の約1.7倍)であり、経常収支比率は、86.0%から95.7%へ、9.7ポイント上昇します。

この場合の、毎年の償還額は、約67億円となり、実質公債費比率で試算した場合の、約60億円を7億円ほど上回ることになります。

このことから、地方債を借り入れ続けた場合では、実質公債費比率で、市独自の基準に到達すると考えられます。

将来負担比率では、地方債の借入のほかに、債務負担行為の増加も数値の上昇に影響しますので、施設の購入等で多額の債務負担行為を設定した場合には、将来負担比率が基準に到達することも考えられます。

いずれにしても、両方の指標で、国基準の2分の1で市独自の基準を設定することは、財政状況が悪化する前に、健全財政維持計画を策定できると考えます。